

健康調査票

記入日：平成 年 月 日

重要書類のため、恐れ入りますが、年に一度のご記入にご協力ください。
デジタル書式は本園 Web 上でダウンロードしていただけます。

ふりがな		性別	生年月日	平熱	保険証種類(名称)	
園児氏名		男・女	平成 年 月 日 (歳 か月)		記号	番号
ふりがな		住所	〒 -			
保護者氏名	続柄()		(電話)(携帯)			
定期的に通院が必要な病気等	<ul style="list-style-type: none"> ・なし ・あり (名称:) (緊急時の処置法:) 					
過去にした病気・怪我 (伝えておきたいもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・なし ・あり(名称:) (歳の頃) (名称:) (歳の頃) 					
体質	<ul style="list-style-type: none"> ・気になる点なし ・発熱しやすい ・風邪をひきやすい ・扁桃腺がはれやすい ・自家中毒になりやすい ・下痢しやすい ・便秘しやすい ・嘔吐しやすい ・その他() ・熱性けいれんをおこしたことがある(回) ・発作をおこしたことがある(回)原因:) ・中耳炎になりやすい ・鼻血がでやすい ・化膿しやすい ・湿疹がでやすい ・脱臼しやすい(部位:) 					
アレルギー	<ul style="list-style-type: none"> ・なし ・気管支喘息 ・アトピー性皮膚炎 ・食物アレルギー(アレルゲン:) ・その他() 食物アレルギーがある場合は、管理栄養士が後日、別書式にて詳細を確認させていただきます。 ・アレルギー性鼻炎 ・アレルギー性結膜炎 					
アナフィラキシーの既往	<ul style="list-style-type: none"> ・なし ・あり(緊急時の処置法:) 					
食事	<ul style="list-style-type: none"> ・気になる点なし ・少食である ・食事に時間がかかる ・偏食がある(苦手なもの:) ・その他() 					
健診 (現時点で最も近いもの)	年齢	保健師等から受けた健康(発達)上の指導事項				
	児健診	<ul style="list-style-type: none"> ・なし ・あり() 				
医療機関等の発達相談の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・なし ・過去にあり(内容:) ・現在利用中(内容:) 					
健康・発達面でその他伝えておきたい点						
主治医	医療機関名			医師名		
	所在地			電話番号		

日本スポーツ振興センターへの加入について

本園では、お子様の不慮の災害に備え独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでおります。

幼稚園の管理下でお子様が発災した場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度です。共済掛金は1人年額295円(幼稚園負担額100円)となります。うち、保護者負担額195円を在園期間中の毎年4月に保育料と共に引き落としさせていただきます。

全園児漏れなく加入したく思いますので、下記の内容をご理解のうえ同意くださいますようお願いいたします。なお、同意書はご提出ください。

1 給付の種類と給付される場合

幼稚園の管理下で発生した事故による負傷、給食による中毒その他の疾病(ガス中毒、溺水、日射病、漆等による皮膚炎など法令で定めのあるもの)の医療費、これらの負傷又は疾病が治った後に障害が残ったときの障害見舞金及び負傷又は疾病に直接起因する死亡に対する死亡見舞金が給付されます。

なお、幼稚園の管理下とは、次の場合をいいます。

保育中(特別活動中を含む。) 休憩時間中及び幼稚園の定めた特定時間中
幼稚園の教育計画に基づく課外指導中 通常の経路及び方法による通園中(登降園中)

2 給付金額 [災害共済給付の給付基準は、センター法施行令第5条によります。]

医療費 医療保険並みの療養に要する費用の4/10(そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分)が支給されます。初診から治癒までの医療費総額(医療保険でいう10割分)が5,000円以上(したがって、医療保険でいう被扶養者(家族)で、例えば病院に外来受診した場合、その3割分の1,500円以上を負担したもの)の場合が給付の対象となります。ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が定められています。)に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額が給付されます。

障害見舞金 障害の程度に応じて、3,770万円(1級)から82万円(14級)が給付されます。
(通園中の場合は、1,885万円から41万円)

死亡見舞金 2,800万円が給付されます。
(運動などの行為と関連しない突然死及び通園中の場合は、1,400万円)

3 給付基準

同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は初診から最長10年間行われます。
災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
損害賠償を受けたときや他の法令の規定による給付等を受けたときは、その受けた価額の限度において、給付を行わない場合があります。

同 意 書

山梨学院幼稚園 殿

園児氏名 _____

山梨学院幼稚園が日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、
在園する間、上記園児が加入することに同意します。

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

保護者氏名 _____ 印